

体育施設使用料

(単位:円)

施設の名称	区 分		単 位	使用料	備 考	
宝達志水総合体育館	個 人	高校生以下	1 回	50		
		一般	1 回	100		
	占用 (1面)	高校生以下	1 時間	250		
		一般	1 時間	500		
	軽運動室		1 時間	250		
会議室		1 時間	250			
宝達志水武道館	柔道場 剣道場 弓道場	個人	高校生以下	1 回	50	
			一般	1 回	100	
		占用	高校生以下	1 時間	250	
			一般	1 時間	500	
	トレーニング室	高校生以下	1 回	50		
		一般	1 回	100		
	会議室		1 時間	250		
研修室		1 時間	250			
宝達志水多目的 グラウンド	占 用		1 時間	800		
宝達志水 テニスコート	1 面	個人	高校生以下	1 回	50	照明料200
			一般	1 回	100	照明料200
	占用	高校生以下	1 時間	250	照明料200	
		一般	1 時間	500	照明料200	
宝達志水遠的弓道場	個 人	高校生以下	1 回	50		
		一般	1 回	100		
	占 用	高校生以下	1 時間	250		
		一般	1 時間	500		
宝達志水 グラウンドゴルフ場	個 人		1 回	100		
			年間	8,000		
	占 用		1 時間	800		
宝達志水 スポーツセンター	個 人	高校生以下	1 回	50		
		一般	1 回	100		
	占 用	高校生以下	1 時間	250		
		一般	1 時間	500		

宝達志水野球場	占 用	高校生以下	1 時間	250	
		大学生	1 時間	350	
		一般	1 時間	500	
宝達志水多目的 運動広場	占 用		1 時間	800	
宝達志水サッカー場	占 用	高校生以下	1 時間	1,500	照明料1,000
		一般	1 時間	2,000	照明料1,000
白虎山公園 軽スポーツセンター	個 人		1 回	50	
	占 用		1 時間	250	
白虎山公園 簡易野球場	占 用	高校生以下	1 時間	200	
		一般	1 時間	450	
宝達志水北部 軽スポーツセンター	個 人		1 回	50	
	占 用		1 時間	250	

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその時間が1時間未満であるときは、その端数時間又は全時間を1時間に切り上げて計算するものとする。
- 2 利用時間には、準備及び撤収時間を含むものとする。
- 3 町民以外の者が利用するときは、定額使用料の2倍の額とする。
- 4 営利団体が営利目的以外に使用するときは、定額使用料の2倍の額、営利目的に使用するときは、定額使用料の10倍の額とする。
- 5 トレーニングルームは、中学生以下の者は使用することができない。